

はじめに

地域がん登録全国協議会総会研究会も、回を重ねて第 10 回となりました。この第 10 回という記念すべき節目の総会研究会を、第 1 回に引き続いて大阪の地で開催させていただきましたが、関係の皆様のご支援・ご協力のもとに、多くの参加者を得て盛会のうちに無事終了することが出来まして、まことに、感慨深いものがありました。

今回の総会研究会のテーマは、「地域がん登録における生存率測定の意義」としました。2001 年 9 月 13 日には、大阪がん予防検診センターにて実務研修会・自由集会を、9 月 14 日には大阪府医師会館にて総会・研究会を開催しました。

実務者研修会・自由集会においては、70 名の参加のもとに、がん患者の生存率計測に関する基本的事項を確認するための情報提供にひきつづき、がん患者の予後調査方法などの実際について 5 つの事例紹介があり、熱心な討論が行われました。

総会研究会では、138 名の有料参加者を得て、京都大学の福島雅典先生による特別講演「がん診療におけるアウトカム評価」を拝聴したあと、7 人の演者によるシンポジウム「がん患者の生存率」を行いました。

なお、1999 年 7 月以降の個人情報保護法制定の動きの中で地域がん登録事業のあり方が心配されているところですが、今回の総会研究会では 2000 年の第 9 回総会研究会以降の経緯について厚生労働省の小池創一先生から特別報告をいただき、さらに、神戸大学の丸山先生には教育講演「医学医療における個人情報保護とインフォームド・コンセント」をしていただきました。

また、ポスター展示には生存率解析を中心に 13 もの多くの発表がありました。

本モノグラフは、9 月 14 日の総会・研究会での発表を取りまとめたものです。

ところで、現在国会で継続審議中の個人情報保護法案においては、個人情報取扱い事業者の義務のうち、利用目的による制限（第 21 条）第 3 者提供の制限（第 28 条）における本人同意原則が、「公衆衛生の向上のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき」は適用除外となりました。また、2002 年 4 月から施行予定の「疫学研究に関する倫理指針」に関連して、「疫学研究に関する倫理指針と地域がん登録事業の取扱いについて」という文書も示され、地域がん登録事業については「実施主体の地方公共団体が定める審議会等が倫理指針を準用し審議することが望ましいが、この際ただし書きにもとづき、インフォームド・コンセントの要件を緩和、免除又は代替できる」とされました。したがって、一定の手続き・手順を踏めば、地域がん登録事業はこれまでどおり実施することが可能となったわけです。

しかし、わが国の地域がん登録は、その基盤がいまだに整備されておらず、他の先進諸国に比べ精度は低いといわざるを得ません。本モノグラフの各発表のように、地域がん登録によるがん患者の生存率データをさらに積極的に提示していくことによって、わが国の地域がん登録ががん対策の進展に貢献できることが明らかになり、行政担当者や国民に広く地域がん登録事業の意義を理解していただくことが出来るようになると思います。そして、このことが、わが国の地域がん登録の精度向上につながるものと信じています。関係の皆様、さらは一層のご努力をよろしく願う次第です。

（大島 明）